

# INFORMATION



## 講習会・教室

### 住民のための 成年後見制度勉強会

**日時** 11月23日(火・祝)  
午後1時30分から3時30分まで  
(開場 午後1時)

**場所** ほほえみプラザおよびオンライン録画視聴

**定員** 50名(先着順)・オンライン(定員なし)

**内容** 住民のみなさんに広く権利擁護について知っていただき、権利擁護のツールである成年後見制度について理解を深めるための勉強会です。

▽第一部 成年後見制度の基礎知識(講義)

▽第二部 成年後見制度の使い方(質疑応答)

▽ゲストアドバイザー 司法書士 大村万理さん

**参加費** 無料

※現地参加、オンライン録画配信とも事前申込みが必要です。

**申込み** 11月17日(水)までに電話、FAXまたはホームページから申込み(先着順)。



※手話通訳およびUDトークによるリアルタイム字幕あります。

## 問合せ先

尾張北部権利擁護支援センター  
☎0568-74-5888  
FAX 0568-74-5855

### 統合失調症家族教室

**日時** 11月22日(月)  
午後2時から3時30分まで

**場所** 江南保健所 3階 大会議室

**定員** 15名程度

**内容** ▽講義「家族の対応について」  
講師 布袋病院 精神保健福祉士 前川晶さん  
▽講義「家族からのメッセージ」  
講師 精神障がい者家族会「岩倉しらゆり会」代表 石黒常正さん

**受講料** 無料

**申込み** 11月1日(月)から12日(金)まで

**申込みおよび問合せ先** 江南保健所健康支援課  
こころの健康推進グループ  
☎56-21157  
(平日午前9時から午後5時)  
※定員になり次第締め切りますので御了承ください。

## 募集

### ワークセンター会員入会説明会

**日時** 11月16日(火)  
午前9時30分から11時  
※毎月第3火曜日の同時刻に開催しています。

**場所** ワークセンター会議室

**対象** 45歳以上の健康で働く意欲のある方

**問合せ先** 公益社団法人大口町コミュニティ・ワークセンター  
☎95-8101

## その他

### 令和3年度健康相談

尾張北部地域産業保健センターでは、従業員数50人未満の事業者やその事業場で働く人を対象として、産業医等による健康相談を行います。相談は無料で、相談内容や指導内容については、秘密を厳守いたします。

**開設日時** 12月3日(金)  
午後2時から4時  
(受付は、午後3時30分まで)

**会場** 尾北医師会館内相談室

## 担当医 さのクリニック

佐野幹さん  
主たる診療科名  
内科、循環器内科  
**問合せおよび予約先** 尾北医師会  
☎95-7020(当日の申し込み可)

### 親子ふれあい広場

**バランスボールでリフレッシュ**  
**日時** 11月18日(木)  
午前10時から11時30分

**場所** 南児童センター

**申込み** 11月17日(水)午後5時まで

**定員** 15組

**持ち物** 水分補給用飲み物  
※動きやすい服装でおいでください。  
(ジーンズ、スカートはさけてください)

※南保育園の駐車場をご利用ください。

**申込みおよび問合せ先** 子どもと文化の森  
☎94-1223



最低賃金が改定されます

愛知県の最低賃金は、令和3年10月1日から時間額955円に改定されます。(現行927円から28円アップ)

県内の事業所で働くすべての労働者(常用・臨時・派遣・パートアルバイト等)に適用されます。使用者は、適用される最低賃金以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。

賃金が時間給以外で定められている場合(月給・日給等)、賃金を1時間当たりの金額に換算して時間額955円と比較します。

問合せ先 江南労働基準監督署  
☎4-2443

11月17日(水)は  
愛知県内一斉ノー残業デー

あいちワーク・ライフ・バランス推進協議会(事務局・県)では、仕事と生活の調和が実現した社会を目指して、「あいちワーク・ライフ・バランス推進運動2021」を実施しています。

11月第3水曜日を「県内一斉ノー残業デー」として定め、働き方を見直す契機となるよう普及啓発に取り組んでいます。11月17日(水)は、

効率的に仕事を進めて定時に退社し、自己啓発や家族との時間をお過ごしください。また、県内企業・団体・事業所を対象に、定時退社、テレワークの実施をはじめとする多様な働き方等の8つの取組を呼びかけ、賛同を募集していますので、是非お申込みください。

申込方法 11月30日(火)までに、「あいちワーク・ライフ・バランス推進運動2021」のウェブサイトにからお申込みいただくか、ウェブサイトからダウンロードできる賛同申込書にご記入の上、郵送またはFAXで愛知県労働福祉課(〒460-08501住所記載不要)☎052-954-6926)までお申込みください。

問合せ先 愛知県労働局労働福祉課 仕事と生活の調和グループ  
☎052-954-6360

無料税務相談

開催日 月・水曜日(通年開催)  
「税を考える週間」には、11月13日(土)・14日(日)・15日(月)・17日(水)も開催します。

※原則予約制  
時間 午前10時から午後4時  
場所 東海税理士会小牧支部事務局(小牧市小牧3丁目555番

地 ラピオ2階)

相談員 東海税理士会小牧支部に所属する税理士

問合せ先 東海税理士会小牧支部  
☎0568-72-9712

女性の権利ホットライン強化週間

DV、セクハラ、ストーカー行為といった女性が巻き込まれる人権問題について、専用電話により相談に応じます。相談は無料で、相談内容の秘密は固く守られますので、女性の権利問題でお悩みの方はご相談ください。

日時 11月12日(金)から18日(木) 午前8時30分から午後7時  
※11月13日(土)・14日(日)は午前10時から午後5時15分まで

相談専用電話(女性の権利ホットライン)  
☎0570-070810

問合せ先 名古屋法務局人権擁護部  
☎052-952-8111

裁判員制度名簿記載通知

裁判員制度は、スタートから10年以上が経過し、令和2年12月までに約10万人の方が裁判員・補充裁判員として裁判に参加されています。

令和4年の裁判員候補者名簿に登録された方には、本年11月中旬

(に名簿に登録されたことの通知(名簿記載通知)が送付されますので、引き続きご理解とご協力をお願いします。この通知は、来年2月ごろからの約1年間に裁判所にお越しいただき、裁判員に選ばれる可能性があることを事前にお伝えするものです。

※この段階では、まだ具体的な事件の裁判員候補者に選ばれたわけではありませんので、すぐに裁判所にお越しいただく必要はありません。(実際に裁判所にお越しいただくことになった場合には、別途お知らせします。)

問合せ先 名古屋地方裁判所裁判員係  
☎052-203-8916

文化協会イベント中止について

新型コロナウイルス感染拡大状況を鑑み、予定しておりました文化祭並びに芸能発表会を中止いたします。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

▼11月6日(土)、7日(日) 文化祭 中止  
▼11月14日(日) 芸能発表会 中止

問合せ先 生涯学習課  
☎95-3155



## 子ども・若者育成支援 県民運動強調月間

スローガン

「育つよう 自分に勝つよう  
負けなすけ」

愛知県および大口町では、11月1日(月)から30日(火)までを「子ども・若者育成支援県民運動強調月間」としています。子どもたちの健やかな成長と、次世代を担う若者たちの活躍を後押しすべく、行政・家庭・学校・地域社会が一体となって、犯罪被害から子どもと若者たちを守りましょう。

**主唱** 愛知県、愛知県青少年育成県民会議

**問合せ先** 生涯学習課 中央公民館2階 ☎95-33155

「子育て世帯生活支援特別給付金」の申請を受け付けています。

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、子育て世帯の支援のため、「子育て世帯生活支援特別給付金」が支給されます。対象者に該当する方は必要書類を添えて申請してください。なお、ひとり親世帯およびその他世帯によって要件が変わりますので、ご確認ください。

### ◆ひとりの親世帯

**対象者**

①公的年金給付等を受給しており、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方。

②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方。

**必要書類**

申請内容により異なりますので、お問合せください。

### ◆その他世帯

**対象者**

養育要件①～③のいずれかに該当し、所得要件①または②に該当する方

**養育要件**

①令和3年4月分の手当受給者(令和3年4月分の児童手当若しくは特別児童扶養手当の受給者の方)

②新規認定者(令和3年5月分から令和4年3月分までのいずれかの月分の児童手当若しくは特別児童扶養手当の受給資格または額の改定の認定を受けた方)

③高校生世帯の養育者(令和3年3月31日において、平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間に出生した児童を養育する者であって、本町に住所を有

する方または令和3年4月1日以後に、当該児童を養育し、本町に住所を有することになった方)

**所得要件**

①令和3年度町民税均等割非課税者(令和3年度町民税均等割が非課税である方または町の条例の定めにより当該町民税を免除された方)

②令和3年1月以降家計急変者(所得要件①以外の方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年1月以降の任意の月の収入が令和3年度町民税均等割非課税相当となっている方)

**支給方法**

【養育要件①または②に該当し、所得要件①に該当する方】

町から案内のうえ、申請無しで支給されます。

【養育要件①から③のいずれかに該当し、所得要件①以外の方で所得要件②に該当する方】

必要書類を添付のうえ申請してください。

**必要書類** ▽任意の月の収入が分かるもの。(例)給与明細書、公的年金振込通知書、帳簿(事業主の方)、不動産収入が確認でき

る書類等▽預金通帳▽本人確認ができる書類

※既にひとり親世帯分で給付を受けた方は支給されません(家庭状況が変わる場合を除く)。

### ◆共通事項

**支給額**

児童1人当たり一律5万円

**申請期限** 令和4年2月28日(月)

**申請窓口および問合せ先** 福祉子ども課 ほほえみプラザ1階

☎94-1222

※厚生労働省・愛知県・本町のホームページもご参照ください。



善意

日赤社資ありがとう

日赤大口町分区分では、各区長さんをはじめ、皆様のご協力により、221万8015円の社資が集まりました。この善意は日本赤十字社を通じ、血液事業、社会福祉事業、災害救護事業等の資金として活用させていただきます。

**問合せ先** 福祉子ども課 ほほえみプラザ1階 ☎94-1222